

○はやお委員長 はい。続きまして、次に参ります。すみません。そうですね。次には2の陳情審査に入らせていただきたいと思います。

まず、①の送付31-3、道路の境界表示を行った根拠、他の説明についての陳情審査に入りたいと思います。

お手元に陳情書をお配りしておりますが、陳情書の朗読は省略させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 では、執行機関から説明があればお願いしたいと思います。

○山下環境まちづくり総務課長 道路の境界表示を行った根拠等について、口頭でご説明させていただきます。

区道との境界確定を行う根拠でございますが、千代田区公共財産管理規則に基づき、公有財産の管理を行う上で、区道や区立公園等の公共用地と隣接する土地との境界を確定する必要があるため隣接土地所有者である申請者からの申請に基づき行うものでございます。

境界につきましては、千代田区並びに申請者、そして関係土地所有者、境界確定を申請した方の両隣の土地所有者の全てで協議を行い、全員で合意された場合に所有権の境界を書面にあらわし、記名、押印することにより区道と申請者との境界を確定することとなります。該当地は30年2月に申請者から財産保全の理由で申請があったものでございます。

該当地についている印につきましては、現地調査ということで、30年7月に申請者、関係土地所有者が立ち会った上で、申請者が依頼している土地家屋調査士のほうが仮の印としてつけたものでございます。陳情者より31年2月4日と4月18日に区のほうにお問い合わせがあった際に、この印は調査を行う上での仮の印であり、境界確定の印ではないこと。また、境界確定は、千代田区、申請者、関係土地所有者が協議を行って、全員の合意がなければ決定しない旨をお伝えしているところでございます。

なお、この該当地につきましては、ことしの6月に申請者の都合により申請書の取り消し書が提出されてございます。

ご報告は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

ただいまの補足説明をいただきまして、質疑、質問を受けたいと思いますけど、何かございますでしょうか。

○林委員 陳情者の方からは回答をいただきたいと、区の行政の窓口から。これについてはどういうふうにやられたのかという、事実確認で。今のお話ですと口頭では回答されたんですかね。陳情者の方は文書でもらいたいという形があったんですが、その事実関係をもう少し詳細に説明していただけますか。

○山下環境まちづくり総務課長 2月に窓口に来た際に口頭でご説明をさせていただいた時点では、この陳情者の方はご理解をいただけたというふうに区のほうでは理解をしておりました。4月にまたいらっしゃったときには別の職員のほうが対応してございますが、その時点でまた同じご説明をさせていただいております。で、その際に、ちょっと窓口の対応での行き違いがちょっとございまして、現状では文書についての回答がまだできていない状況でございます。

○林委員 6月11日の時点で陳情者の方が文書で回答してもらいたいというお話だった

んですね。それは窓口の職員の方も承知している話なのかどうかということなんですが、というのが、窓口対応が丁寧にするかしないかというのが、余り区議会に陳情を出されて、一々文書で回答してねということを、いや、それはできませんとかというのが規則やなんかであるのかどうか、事実関係をちょっと確認したいんですよ。丁寧に対応しました。で、職員のある方は丁寧に対応してご納得していただいたかもしれないけど、別の職員が対応したら余り丁寧じゃなかったんで、じゃあ文書で出してくださいよという話になってくると、全般的に窓口対応、ここの新しい区役所に持ってくる時に、何でしたっけ、総合窓口をつくる時に、スピードだとか丁寧だとか、何とかってキャッチフレーズ、最近、区長の招集挨拶でとんと聞かないですけども……

○はやお委員長 ワンストップ。

○林委員 全部対応していきますよと、ワンストップサービスやっていきますよと言ったのを忠実に戻っていただければこのような陳情は出てこないと思うんですけども、どういう基準になっているんですか。環境まちづくり部でお聞きしますよと。窓口対応であるでしょう、区民の方がいろんな相談なり意見なり。これで文書で出してもらいたいですよと窓口で言われて、それが出せるのか出せないのかとか、こういう基準とか規則というのがあるのかどうかというのを説明してください。

○松本環境まちづくり部長 案件によりまして、明確にいろいろな文書によるやりとりが定められているものもありますが、本件のような窓口での一般的な対応、こういうことにつきましては、一応相手の方から何か文書で回答するよという要請があった場合については、それにお応えして、その文書で回答するよというのを大原則としてございます。

○はやお委員長 林委員。

○林委員 わかりました。大変、ということは、今回の事案の陳情者の方が、6月11日、ことしの。までの間で、窓口で文書か何か提出されたという事実はあるんですか。

○山下環境まちづくり総務課長 文書の提出はいただいてございません。

○林委員 そうしますと、もう少し窓口で丁寧に対応していただかないと、窓口対応の案件なわけですよ。で、直接環境まちづくり部の窓口のところには文書で陳情者の方が回答してくださいよでなく、いきなり議長宛てに出されるような形になってくると、ちょっとこれ、窓口のほうで、もう少し丁寧な対応、それも二度もいらしていただいているんですよ、2月4日と、陳情書によると4月の18日にいらしていただいているんで、この窓口対応を丁寧にしてねというのが陳情のお返しとして適切かどうかというのもちょっと、委員会として非常にちょっと違和感あるんですけども、その辺の改善なり対応というのをしっかりやっていただければいいのかなという感じがするんですよ。（発言する者あり）うん。どうですかね。

○はやお委員長 はい。ちょっと休憩します。

午前11時11分休憩

午前11時16分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、今回、取り扱いということになりますが、執行機関に

対して、さらに丁寧に、そして寄り添って適切な対応を行うよう申し入れるということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、この陳情につきましてはそのように対応させていただきたいと思います。